

第303回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月7日(金) 13:52~15:03
- 2 開催場所 松山市二番町4丁目4番地2
愛媛県農業共済組合5階第1・2会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 林喜代行 藤田一也
武田晃一 中矢宏明 竹ノ内徳人 中山達也
(計9名)
 - (2) 県 農林水産部水産局水産課 若下課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
宇野漁業調整係長
越智主事
東予地方局水産課 高島係長
中予地方局水産課 鈴川課長
南予地方局水産課 梶田課長
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 中村課長
(計9名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記
(計3名)
 - (4) 傍聴者 1名
- 4 付議事項
 - (1) 各種委員の互選について
【結果】会長代理、東予部会長に林委員、東予部会副部会長に藤田委員、香川連合海区委員に中矢委員、広島連合海区代表委員に林委員、広島連合海区委員に平井委員、豊予連合海区委員に林委員を選出
 - (2) 新規の許可等について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (3) 「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について
【結果】原案のとおり改正して差し支えない旨決定
 - (4) 「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について
【結果】原案のとおり改正して差し支えない旨決定

5 報告事項

- (1) 漁業権の切替免許に関する取扱方針（案）について
- (2) くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) 連合海区漁業調整委員会について
- (4) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 書 記

定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから、第303回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は、平井委員さん、福島委員さん、立花委員さん、高木委員さん、高橋委員さんが御欠席ですが、委員定数15名に対し、9名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立しておりますことを報告します。

なお、本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の方は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくなど、会議の円滑な進行に、御協力をお願いします。

会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と、愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料が、資料1から資料5まで、その下に方針の新旧対照表、1枚ものの意見照会の別紙、資料6から資料8、最後に1枚ものの正誤表です。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長をお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長

委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また日頃より、当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、各種委員の互選について、新規の許可等について、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についての計4件を御審議いただくことになっております。また、漁業権の切替免許に関する取扱方針案についてほか、報告事項が計4件あります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますようお願い

申しあげまして、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、藤田委員さんと、喜田委員さんの御両名をお願いいたします。

4 (1) 第1号議案(各種委員の互選について)

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、各種委員の互選についてを議題といたします。事務局から説明願います。

逢 阪 書 記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 田中委員がお亡くなりになり、会長代理、東予部会長、連合海区委員につきましては、新たに互選する必要がありますが、これまでの互選方法に則った事務局の案があれば、報告をお願いします。

逢 阪 書 記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 事務局案の説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案、各種委員の互選についてにつきましては、事務局より説明のあった原案のとおり互選することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (2) 第2号議案(新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第2号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から説明願います。

逢 阪 書 記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見を伺います。

藤田委員 操業区域は以前と一緒ですか。

宇野係長 はい、今回公示させていただいた内容につきましては、廃業者の方と同じ漁業根拠地の操業区域とさせていただいておりますので、以前許可を持たれていた方が廃業したのと同じ操業区域で間違いありません。

藤田委員 分かりました。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第2号議案、新規の許可等についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 （3）第3号議案（「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について）

佐々木議長 続きまして、第3号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から説明願います。

逢坂書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 協議文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第3号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてにつきましては、説明のとおりの内容で改正して差し支えない旨、回答することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (4) 第4号議案(「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について)

佐々木議長 続きまして、第4号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題といたします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 資料4の1ページを御覧ください。知事からの協議文を朗読します。

(協議文朗読)

協議内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

中矢委員 備考のところで、奇数年を白、偶数年を黄色とするとなっておりますが、例えば、令和4年度は黄色を使用しています。それは間違いないです。ところが実際の免許期日が12月15日から4月30日と、ほとんどが来年です。年度とすべきなのか。実質は、12月15日から奇数年は15日間しか使わないのに、奇数年というべきなのか。ちょっとここ誤解を招くのではないかなど。これもう表現をのけてしまったらどうかなと私は思うんですけども。ちょっと誤解を招く可能性が高い。

宇野係長 御意見ありがとうございました。今の御意見をいただきまして、水産課の方で検討させていただきまして、また必要に応じて改正をさせていただきたいと思っております。今回は申し訳ないのです

が、こちらの備考のままでいかせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

中矢委員 はい、今までトラブルがなかったもので、これで結構でございます。ただ今後、またこんなので文句を言う人が出てきたら鬱陶しいなと思うだけの話です。よろしくお願いします。

宇野係長 はい。十分に検討させていただきます。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第4号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてにつきましては、説明のとおりの内容で改正して差し支えない旨、回答することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

5 報告事項(1) 漁業権の切替免許に関する取扱方針(案)について

佐々木議長 以上で事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。まずは、漁業権の切替免許に関する取扱方針案についてを報告願います。

逢阪係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告は終わりましたが、この報告につきましては、質問といふとなかなか難しい話なので、今事務局から言われたように、質問の事項があれば、県の方に文書で通知してもらうようにしますということです。ここで協議をして意見を言うのはなかなか難しい状態なので、そういう扱いをさせていただきたいと思います。

この問題については、問題が沢山あるわけなので、まず、真珠が10年、魚類が5年という理由、根拠は一体、何をもちいたのかというの、皆分かっていないんです。それからもう1点は、団体免許と経営者免許どちらかを選べという問題なのですが、昨日逢阪君と中島君とお話していたのですが、団体というのは漁業協同組合を指すのだという定義になっているということですが、これは法律的に施行上そういう話になっていれば問題はないんだろうと思うのですが、ただ、組合の支所が中心になるわけでは

が、支所の立場から、今まで組合免許で、例えば、うちの50人いるのは50人全部が組合免許で養殖はこうしますと、行使規則でこうしますというやり方をしているのですが、これが組合免許が撤廃されたということから、端を発しておるので、新漁業法で組合免許を撤廃しますということになるのですが、施行法の中で団体免許か経営者免許を選んでくださいなんて、水産庁は訳の分からない話をするんですよ。何を根拠に新法律を作ったのか、私はこの問題については、人一倍、養殖県であるだけに、説明がないことに文句を言ったのですが、撤廃をすることになった上で、団体免許で、その団体免許は漁業協同組合を指すんだったら、組合免許はそのままにしておいたらいいじゃないかという話になるわけなので。そのなかで経営者免許を認めるということになると、支所としては、例えば50人おる中で、3人なら3人が、私は経営者免許を申請しますと言ったらそれは組合としては取り上げざるを得ないんじゃないか。そうしたら結局愛媛県の共願方式というのは、そのまま履行するのかということになるんですよ。法律で経営者免許を認めるということになって、しかも愛媛県の共願方式っていうのは、法律の建前から言ったらおかしいじゃないかということになるんです。経営者免許で免許を認めますという国の漁業法があるというのは、その中で申請するときは組合との共願にしてくださいなんていうことそのものが、逆行の話ではないかと。

それからもう1点は、8%の問題ですが、県の取扱方針では8%になっているのですが、まぐろについては8%をクリアするために、アンカーのどこまで面積をとりましょうと、これは金尾君が課長だった時にやったので、それをやればまぐろの養殖は新たに県の方針を出さなくても、魚類養殖の方針で出されるという経緯があって、それだったら8%になるということで、出した経緯があるのですが、県がやっている調査じゃないんですけど、魚類漁場調査をやっている状況を判断しても、ほとんど過去の一番良い漁業権の免許から見ると、生産者が半分に減っている、あるいは3分の1になっているところがあって、その面積はそのまま、8%あるかないかの比率をみるようになってくるんです。結局見方を変えれば、今の4%しか使っていないというのは、4%で良いという状況なんですよ。だからその辺は県はメスを入れることはないのか。昔は例えば、100人で8%を超えない面積を貰っていたわけなのですが、それが50人になったら4%になるということですが、それは漁業権を免許するときに昔のままの面積をやらない理由はあるのかということに繋がるわけです。その辺をよく協議、検討する必要があると私なりに思っているのですが、またその辺を今後参考にしていただきたいなという意見です。なかなか委員の皆さん方も意見を出しにくいだろうと思いますので、十分勉強をしてもらって、漁業権の対応については委員

の皆さんとしての意見を出してもらおうような、勉強をしてもらったらありがたいなと思っております。調整委員会としては、この新規の方針を決めたら委員会として具体的な方針についての説明会というか、勉強会のような形のことはやらないんですか。

逢 阪 係 長 現時点では予定しておりません。

佐々木議長 具体的に、委員の皆さんに、これはこういうふうになるんですという、これ皆説明がないと分からないので、それを具体的に委員の皆さんには勉強会のような形で、その方針について、今からやる必要はないと考えているのか、必要に応じては、勉強会をやるという方向なのか、その辺が今日の問題点じゃないかと思う。

若下事務局長 とりあえず今日資料をお渡ししましたので、これを見ていただいて、やっぱり分からない、勉強会をしてほしいという方がいらっしゃったらですね、個別にやるか、もしくはこういう委員会としてやるかをまた検討させていただきますので、別紙の紙に書いていただいたらと思います。1人2人というレベルだったら、直接現場に私どもがお伺いしてお話させていただきます。皆さんがやってという話になりましたら、勉強会の開催について検討しますのでよろしく願いいたします。

佐々木議長 そういうことも含めて文書であげてください。スケジュールに基づいてということになりますが、委員の皆さん方ぜひ御意見を県の方に提出をしていただきますように私の方からもお願いをしておきたいと思えます。他に御意見ありませんか。

委 員 一 同 (意見なし)

佐々木議長 特に御意見がないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項(2)くろまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 続きまして、くろまぐろ小型魚に関する知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢 阪 書 記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇 野 係 長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 ただいまの報告について、御意見等がございましたら、お伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項（3）連合海区漁業調整委員会について

佐々木議長 続きまして、連合海区漁業調整委員会についてを報告願います。

逢阪書記 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 ただいまの報告について、御意見等がございましたら、お伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項（4）令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

佐々木議長 続きまして、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会についてを報告願います。

莚田書記 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただ今の報告について御意見等ございましたら、お伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御意見がないようですので、以上で報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他

何かございませんか。

武田委員 先ほど報告事項の漁業権の切替免許に関する取扱方針の説明があつて、佐々木会長の方からもお話しがあつたのですが、真珠にしても真珠母貝にしても、愛媛県独自のいわゆる、愛媛方式が従来からあつて、それと漁業法が改正された内容とは若干整合性がとれてない部分があると思うのですが、その辺を会長さんの方から意見もありましたが、どう取り扱っていくかというのを分かりやすく整理をしていただきたいというのが1つ。それと別紙の意見書の意見についてはどう取り扱っていくのですか。

若下事務局長 愛媛方式のあり方については、実は水面下で業界団体にどう考えているか、業界団体の意見を集約して欲しいというところをお願いしているところです。確かに漁業法の中で、愛媛方式、真珠と真珠母貝の経営分離というのは、このまま続けるのは難しいのではないかということで、選択できるかどうかとかそういう検討を今やっているところです。劇的に変わるかどうかは分からないのですけれども、とりあえず議論はしなきゃいけないという風に思っております。その他、漁業法との整合性というのは確かにあるので、なるべくこの機会に、漁業法との整合性をちゃんととれるようにしたいというふうに思っております。質問等、紙でどういふのが出てくるかは、まだ想定はしていませんのですが、質問があれば、それに対して答えていくということは、例えば武田委員からここはどういうふうに考えるのかというのに対して、こう答えますよと。あと、必要に応じて全体をまとめて他の委員さんたちにも共有できるようにしたいと考えています。どういうふうなのが出てくるかまだ想定していませんので、また出てきたら相談させていただいたらと思います。以上です。

佐々木議長 武田さん、分業システムも愛媛県方式でとつとるけど、母貝の業者は70歳くらいが普通の年齢になって、なかなか対応しにくいわけなんです。へい死があつて、漁場を隔離漁場にしてくれと言っても、それを簡単にできる状態じゃないんです。愛媛県の真珠産業を守るといふ立場からは、ある程度県もそこら辺にメスを入れてもらわないといけない状況になってきているんです。それで私の蔭淵地区は母貝業者1名しかおらんのですよ。真珠業者は10人ほどおるんですが。結局そこら辺で、隔離漁場も大島の漁

場が使えれば大島の漁場が良いということで出しとるんですけども、真珠業者が母貝業者を救済する方法を考えてもらわんと、母貝業者の分業方式に対応せいと言ってもできんということで、うちの場合は市の四宮課長がだいぶ骨を折ってくれて、私がモデル地区にせよという形で、真珠の生産者が母貝の業者をどういうふうに救済するのかという問題に対応せんと。蔣渕の場合はたった一名しかいないのだから、10人分を1人で作るわけにはいかないで、なかなか問題があるので、そういう新しい方法を考えたかどうかということで提案して、モデル地区に手をおいて、たちまち期待しておるんですけども。そういう問題で、今年も恐らく今の死亡率から言って、十分緩和されて大丈夫だという状況にはならないのが実態だと思うんですよ。そうすると、母貝業者は一年一年年齢が高齢化して、なかなか作業ができないと、もう内海と下灘だけが対応という状況になってしまっておるので、そういう変則的なところもあるわけなので、内海でも県外は、昔から販売数の枠は組合じゃなく地域ぐるみでやっている性格があるわけなんです。だから一人枠が余ってないからということで、販売も自分らでやるとということで、県外の実態があるわけなんです。愛媛県の真珠産業を守るために、愛媛の母貝業者は愛媛の真珠業者にまず対応することを考えないといけんやないかということもあるわけなんです。ところが内海にしては、今までお世話になっていないのに、なんで今になって愛媛のを守らないといけないということにも繋がる場所もあって、販売上非常に複雑な場所もあるという実態もあるので、非常に難しさがあるわけなのですが、いずれにしても、母貝がなければ真珠産業は成り立たないわけだが、まず母貝を買う人が、真珠をやる人が買える体制を作っていないと意味がないわけなので、そういう問題を今回の方針について、資料的に出さないけん面はあるなと思います。

若下事務局長　　真珠のことは南予の委員さんは身近な話ですが、東中予の委員さんにちょっと補足説明させていただきます。先ほどの方針の中で、ちらっとアコヤガイのへい死の話が出ました。3年前から南予で養殖されている真珠の母貝、小さい稚貝が沢山死ぬと。あまり残らないというのが3年間続きました。今年は過去3年に比べると、それほどではないのですが、それでもやはりへい死は出ていると。あと、令和6年に向けて漁業権の一斉切替えがあると。

このタイミングで佐々木会長がおっしゃったのは、まだ力のある真珠業者が母貝業者をなんとか救済できるような方向で考えないといけない。ところが愛媛方式というのは、真珠と真珠母貝が経営分離するというのが昭和40年前後だったと思うんです。そういう方針が業界と県とで決まったような経緯があつて、それはそれで非常に効率的な分業形式だということで、愛媛の真珠が物凄く生産量が増えた。ただ、ここにきてそうすると真珠業者にとってみれば、なかなか母貝が手に入らない。先ほど会長がおっしゃったとおり、母貝業者が生産した分、ただでさえ少ないのに、実は愛媛県の外に出ていってしまっていると、そういう非常に変な構図もあつたりして、なかなか愛媛の真珠が守れるかどうか非常に厳しい。けども、愛媛方式というのは業界の考え方が示されないことには、県としてこうなさいとか押し付ける気はありませんので、あくまで業界の方として真珠の人にも母貝を生産できるようにしてくださいねとか、あるいは真珠と母貝と連続して生産できるようにしたらどうかとかそういうのは業界の方からある程度要望等がないと、なかなか動きづらいというところがあります。新しい漁場についても今回アコヤガイのへい死という問題がありましたので、従前であれば新しい漁場は基本認めないというのが考え方だったのですけれども、今回についてはその辺は柔軟に対応しようと考えております。以上です。

佐々木議長　　その他御意見はありませんか。

中矢委員　　漁業権の一斉切替えの事務処理のスケジュールについて、もう少し細かく知りたいので教えていただきたいです。従前だったら、共同漁業権の切替えは、まず第一と考えております。それについて漁場計画要望書、これ樹立要望で良いんですよね。樹立要望の提出をだいたい何月何日くらいまでに提出してくださいねということを、各組合に周知した方が物事が進みやすいし、その樹立要望の様式というか、この間漁業法改正があつて、従前よりかなり違ってきておつたのですけれども、樹立要望の様式についても、早めに資料としていただいていた方が、組合としても動きやすいんじゃないかと思うのですけれども。それと事務説明会、大体東中南予でどの時期ぐらいにやる予定であるということ各組合に早めに周知しておく方が、今後のスケジュールがうまくこと流れていくのではないかと思いますので、その点よろしくお

願いいたします。

逢 阪 係 長 スケジュールはまだ細かい日程まで決定ではないのですけれども、各地方局における説明会につきましては、11月の第2週頃または第3週頃になるかと思いますが、そこを予定して今作業を進めているところでございます。要望書の提出期限ですけれども、こちらについては、現時点の予定では来年の2月、3月、はっきりは決まっていないのですけれども、その辺りを目途に今回内容も若干変わるところがありますので、漁協と調整をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

中 矢 委 員 分かりました。

佐々木議長 水産課から何かあるようですので、お願いします。

宇 野 係 長 水産課の方から、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針についての誤記載について御報告させていただきます。お手元の正誤表の方を御覧ください。
（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 他に何か御意見ありますか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 ないようでございますので、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。皆さん御協力ありがとうございました。

15時03分 閉会